

寄付金

令和4年11月15日より令和5年1月13日までの間に、次の方々よりご寄付をいただきました。深く感謝申し上げます。

◎香典返し寄付

- 東福井地区 延田の上
熊谷 久男 様(故 千年様)
小石原中央区 上町
泉 和隆 様(故 キミコ 様)
古賀市(東福井地区 延田の上)
後藤 典子 様(故 井上和子 様)
上福井地区 葛生
樋口 誠 様(故 ヨシノ 様)
鼓北区 鶴
梶原 弘利 様(故 秀克 様)
西福井地区 猿喰
井上 新一 様(故 フク卫 様)
小石原北区 原
栗野 昌晴 様(故 ムツキ 様)
東福井 延田の下
佐々木 育枝 様(故 豊 様)
竹地区 竹の上
小野 貞己 様 (故 知秋 様)



故人とられました方々のご冥福をお祈りいたします。

◎一般寄付
12月13日に上下組仏教婦人会の役員の皆様が、ご寄付のため来局されました。ありがとうございます。

この寄付金は、村内の社会福祉事業のため大切に活用させていただきます。



福岡県地域住民・家族介護者向け

認知症公開講座の開催

福岡県認知症医療センター朝倉記念病院では、高齢者の介護並びに認知症に対する正しい理解を深め、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域での支え合い体制を整備するために研修会を開催します。

- 日時 令和5年2月4日(土)
午後2時〜午後4時まで
○会場 甘木総合市民センター
ピーポット甘木 第4・5学習室
○講演 「認知症は怖くない」
〜大切なのは向き合い方と支え合い〜
○講師 特定医療法人社団三光会
誠愛リハビリテーション病院
院長 長尾 哲彦氏
○対象者 介護されている家族や医療介護職等
認知症に興味のある方
○問い合わせ先 福岡県認知症医療センター
朝倉記念病院
電話 0946-222-1014

「心配ごと相談所」の開設について

住民の方々が抱える困りごとや日常生活上の様々な悩みごとについての相談、また身近な暮らしの中で国の行政機関に関する苦情の相談などその他心配ごとのある方は、遠慮なくご相談ください。相談にのってもらえる方々は、民生委員児童委員・人権擁護委員・行政相談員の方々です。また、司法書士の方にも相談に応じていただけます。相談は無料で秘密は固く守られます。詳しい開催内容につきましては、東峰テレビでお知らせいたします。

Table with 3 columns: 相談日, 場所, 相談時間. Row 1: 3月8日, いずみ館, 10時~正午

福祉のしごと就職フェア

in FUKUOKA【WEB面談会】

○参加対象者：社会福祉施設等への就職希望者及び令和5年3月末の大学、専門学校等の卒業予定者、無資格、未経験の方も参加できます。
○内容：WEBフェア2週間前に法人情報等一覧をWEBフェア特設サイトに公開します。福祉の仕事に就職を希望している人や興味がある人が、全国どこからでも法人情報や求人情報を自由に閲覧できます。ZOOMのブレイクアウトルーム機能を活用し、面談を行います。1回あたり約25法人が参加します。面談は25分程度を目安に、最大6法人と、仕事内容、職場の雰囲気、待遇などのお話を聞くことが可能です。その他福祉の仕事・資格等の就職相談もあります。
○参加について：WEBフェアは、インターネット環境が整ったパソコンや、スマートフォンからエントリーのうえ参加できます。
○日時：
①令和5年2月18日(土)
②令和5年3月18日(土)
受付12時30分〜13時(各回共通)
○問い合わせ先：
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
福岡県福祉人材センター
福岡県春日市原町3-1-7
クローバープラザ2階
TEL：092-584-3310
FAX：092-584-3319



この広報誌は共同募金の配分金を受けて発行しています。

WEB特設サイト https://fuku-jinzai.com/

東峰村社協だより

第100号
令和5年1月15日号
東峰村社会福祉協議会
事務局(喜楽来館内)
☎ 0946-74-2012

新春のごあいさつ

社会福祉法人 東峰村社会福祉協議会

会長 岩田 涉

新年あけましておめでとうございます。村民の皆様におかれましては、希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げますと共に、旧年中は本会の諸事業に対しまして、深いご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。さて、昨年も一昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響が続いた反面、社会活動の再開や感染症予防の両立に向け新たな一歩を進めた一年でもありました。

特例貸付(生活福祉資金)の終了に伴い、経済的に困窮する世帯への相談支援の継続や、感染状況を見極めながら、可能な限り福祉事業にも取り組んできたところです。

また、全国的に少子高齢化が進み、社会構造や家庭環境が大きく変化している中、地域で生活する住民同士で支え合う体制作りがより一層求められていることから、本会では今年度、村が作成する第3次地域福祉計画の作成にあわせ、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画である「地域福祉活動計画」の作成を行っています。

今後はこの作成した計画を基に、行政及び各種団体と連携し、必要とする方への見守りや担い手の育成・支援、住民主体による地域交流の場づくりやボランティア活動などに取り組んで参ります。

本年も役員一同、引き続き村民の皆様のご信頼や期待にお応えするため、更なる努力を続けて参りますので、より一層のご支援・ご協力を心からお願ひ申し上げますと共に、村民の皆様方におかれましては、この一年が幸多き年になりますよう心からお祈り申し上げます。新春のご挨拶といたします。



ミニシルバー人材センター会員募集

〜あなたの豊富な経験や知識、技能をいかしませんか〜

東峰村ミニシルバー人材センターでは、村内に居住する健康で働く意欲のある、おおむね60歳以上の方を対象に会員を募集します。豊富な経験や知識をいかし、生きがいづくりや仲間づくり、地域社会の活性化に貢献してみませんか。

◆会員になるには
東峰村にお住まいで、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方。(入会時に年会費千円が必要です)

◆仕事の内容について
地域の家庭や、企業、公共団体などから依頼された仕事をセンターが請負、会員の方へ依頼します。

会員は、引き受けた仕事を完成または遂行し、その仕事の内容によって配分金を受け取ります。主に、草刈り作業や庭周りの除草作業を行っています。

◆お問い合わせ

東峰村ミニシルバー人材センター
(事務局：東峰村社会福祉協議会)
電話 74-2012



終活セミナーの開催

10月から終活セミナーを各テーマで6回開催しました。

終活とは、残される人たちに迷惑をかけることなく、自分らしく理想的な人生のエンディングを迎える準備を行うことです。

第4回目は11月15日(火)に喜楽来館で、「今から取り組む生前整理」～生前整理ってどんなことをするのか?後悔しない生前整理の方法とは?というテーマで、講師に株式会社ホルテ代表取締役の釜堀真寿さん(遺品整理士)にお話ししていただきました。



生前整理とは、古い支度や終活ともいいますが、膨大な遺品を残して家族に迷惑をかけるよりも、元気なうちに自分で整理しておくことです。「遺品整理で子供や親戚には迷惑をかけたくない」という方は、生前整理をしておくことで、たくさんのお金や書類がなくなります。①相続後の手続等の効率化 ②自分の意思を反映させられる ③相続税対策など、特に元気なうちに整理しておくことで、残された家族のトラブルを回避することができます。

◎生前整理の進め方

①財産目録を作成する。財産を早めに把握することで、相続対策を行えるメリットもあります。

②必要な物と不必要な物を整理する。自身がいなくなった後に大量の物が残されてい

ば、その仕分けと処分作業は遺族にとって重い負担になってしまいますので、日頃から少しずつでも自身の周辺を整理するように心がけてください。

③貴重品は一箇所にまとめておく。貴重品を一箇所にまとめておくことで、「自身になにかあったときに家族にその後の手続きをお願いしやすくなります。」

④遺言書を作成する。財産をめぐって家族に争いが起こらないようにするため、遺言書を作成することも生前整理の一環です。

⑤エンディングノートを作成する。遺言書のように法的な権限を持つ書類ではありませんが、「自身の死後に行って欲しいことメッセージを家族に残せます。」

第5回目は11月29日(火)に喜楽来館で、「安心できる相続手続きのススメ」～よくある相続時の事例をとおして、知っておきたい相続の知識を得よう!～というテーマで、司法書士の本田久美子さんにお話ししていただきました。

事例として、①相続の結果に納得がいかない場合。

②あると聞いていた書類が見つからない場合 ③相続すべき財産が、自宅不動産と借金だけの場合。それぞれの問題点や解決方法について、本田先生からわかりやすく説明していただきました。



また、令和3年民法・不動産登記法の改正により、相続等により所得した土地所有権の国庫へ帰属に関する法律が制定され、所有者不明土地の解消に向けて、不動

産に関するルールが大きく変わりますので、その内容説明も行っていました。具体的には、「相続登記の申請の義務化」や「相続人申告登記」「所有不動産記録証明制度」などが、令和5年4月から段階的に施行されます。

第6回目は12月6日(火)に喜楽来館で、「想いが伝わるエンディングノート講座」～家族や大切な人たちへ、もしもの時にも、あなたの意思を伝えられるノートの活用方法って?～というテーマで、講師に司法書士の本田久美子さんにお話ししていただきました。

エンディングノートの役割は、判断能力・意思疎通能力の喪失を伴う病気にかかったときや、自分が死亡したときなどの要望や希望を書くことで、家族がする手続や意思決定をする負担を軽減したりサポートしたりする役割があります。

「遺書」と「遺言書」と「エンディングノート」の違いとは、①遺書は法的効力はありません。死を前提に自分の気持ちを特定の人物宛に書いた手紙です。②遺言書は法的効力があります。主に財産をどのように分けるかなどを書きます。厳格な方式が定められていて、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」があり、方式に従わない遺言はすべて無効になります。

③エンディングノートは法的効力はありません。個人情報、財産や自分自身が病気になったとき、自分が死亡したときの要望などをまとめておくノートで、形式は決まっておらず、市販のノート、パソコンアプリでも作成できます。ノートの必要な方はご連絡ください。



西筑地区社協

災害ボランティアセンター設置運営訓練

令和4年11月19日(土)にサンライズ柘木で西筑地区(東峰村・朝倉市・筑前町・うきは市・小郡市・大刀洗町)社協で災害ボランティアセンター設置運営訓練を開催しました。当日は各社協の役員98名が参加されました。

平成29年の九州北部豪雨災害で開設した災害ボランティアセンターでは、発災後すぐに西筑地区社協より職員の派遣をいただき、運営に従事していただいた経緯があります。日頃からの連携の大切さをあらためて考える研修となりました。



朝倉人権擁護委員(高齢者部会)研修会

朝倉人権擁護委員協議会(高齢者問題部会)では、人権擁護委員の立場から高齢者の人権問題について取り組み、心豊かな長寿社会を実現するための活動を行われています。また、毎年「高齢者の問題解決にむけて」の研修会を開催されています。今年度は東峰村の「高齢者に対する取り組み」についての研修のため、11月22日(火)に社協に来局されました。東峰村の高齢者の現状や、高齢者への福祉サービスをjについてお話ししていただきました。



認知症予防教室

老人クラブ連合会との共催により、各単位クラブ7ヶ所各地区的公民館を会場に「認知症予防教室」を開催しています。

11月24日(木)は長寿会(西福井)で開催しました。朝倉記念病院 精神保健福祉士の中村さんから「認知症とその予防」についてお話を

していただいたあと、作業療法士の方から「脳トレ」として、後出しジャンケンなどのゲームを行なっていただいています。毎回笑いの絶えない教室となっています。



朝倉郡老人クラブ連合会役員研修会

11月29日(火)筑前町を会場に、朝倉郡老人クラブ連合会役員研修会が開催されました。

毎年、筑前町老人クラブ連合会の役員の方々の親睦交流を目的に開催していましたが、昨年と一昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止から中止とされていました。3年ぶりの開催となりました。

当日は、筑前町立大刀洗平和記念館の視察を行った後に、めくばーる健康福祉館に会場を移し、お互いの悩みである会員や単位クラブの減少についての対策などを話し合いました。



赤い羽根共同募金運動

昨年10月から12月までの3ヶ月間、赤い羽根共同募金運動にご協力いただきありがとうございました。

戸別募金の取りまとめにおきましては、各区长・連絡員の方々に協力いただきありがとうございました。

また、コロナ禍で大変な中にもかかわらず、募金に協力いただきました企業・事業所の皆さま方、ありがとうございました。今年度も、東峰学園の児童生徒の皆さんにも募金の協力を行っていただいたので12月15日に東峰学園に訪問し、集められた募金をいただきました。ありがとうございました。



歳末たすけあい事業

誰もが安心して新しい年を迎えられるよう、「歳末たすけあい事業」として、一人暮らし高齢者の方々に対象におそばをお届けしました。

また、今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止から、一人暮らしの方々に対象としたバスハイクを中止しましたので、昨年と同じく東日本大震災からの復興支援として、東北共同事業開発が企画された「おうちで東北」の味覚を味わっていただけの商品セットと、民生委員児童委員協議会様よりご提供いただきましたエコバックを、101名の対象者の方々にお届けいたしました。

